

## 岩倉市配偶者暴力及びストーカー行為等による被害者の支援に関する住民基本台帳事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。）及び児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）に規定する違法な行為及びこれらに準ずる行為を行う目的のため、それらの行為の被害を申し出た者のうち、支援の必要性が確認された者（以下「支援措置対象者」という。）の、申出の相手になる者（以下「相手方」という。）が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）に規定する住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票の写し等の交付及び戸籍の附票の写しの交付の制度を不当に利用して支援措置対象者の住所を探索することを防止し、もって支援措置対象者の保護を図るための措置を講ずるために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住民基本台帳の閲覧等 住基法第11条第1項及び第11条の2第1項の規定による住民基本台帳の一部の写しの閲覧（第9条において「住民基本台帳の一部の写しの閲覧」という。）、住基法第12条第1項、第12条の2第1項、第12条の3第1項、第2項及び第8項並びに第12条の4第1項の規定による住民票の写しの交付（第9条において「住民票の写しの交付」という。）、住基法第12条第1項、第12条の2第1項並びに第12条の3第1項、第2項及び第8項の規定による住民票記載事項証明書の交付（第9条において「住民票記載事項証明書の交付」という。）、住基法第15条の4第1項から第4項まで及び同条第5項において準用する住基法第12条の3第8項の規定による除票の写しの交付（第9条において「除票の写しの交付」という。）、住基法第15条の4第1項から第4項まで及び同条第5項において準用する住基法第12条の3第8項の規定による除票記載事項

証明書の交付(第9条において「除票記載事項証明書の交付」という。)、住基法第20条第1項から第4項までの規定による戸籍の附票の写しの交付(第9条において「戸籍の附票の写しの交付」という。)並びに住基法第21条の3第1項から第4項まで及び同条第5項において準用する住基法第12条の3第8項の規定による戸籍の附票の除票の写しの交付(第9条において「戸籍の附票の除票の写しの交付」という。)をいう。

(2) 配偶者からの暴力 配偶者暴力防止法第1条第1項に規定する配偶者からの暴力をいう。

(3) ストーカー行為等 ストーカー規制法第6条に規定するストーカー行為等をいう。

(4) 児童虐待 児童虐待防止法第2条に規定する児童虐待をいう。

(支援対象者)

第3条 この要領による支援を受けることのできる者(以下「支援対象者」という。)は、岩倉市の住民基本台帳に記載されている者又は岩倉市に本籍を有する者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、相手方と住所を同一とする者については、この限りでない。

(1) 配偶者暴力防止法第1条第2項に規定する被害者であり、かつ、更に反復して暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあるもの

(2) ストーカー行為等の被害者であり、かつ、更に反復してつきまとい等(ストーカー規制法第2条第1項に規定するつきまとい等をいう。)又は位置情報無承諾取得等(同条第3項に規定する位置情報無承諾取得等をいう。)をされるおそれがあるもの

(3) 児童虐待を受けた児童である被害者であり、かつ、再び児童虐待を受けるおそれがあるもの又は監護等を受けることに支障が生じるおそれがあるもの

(4) 前3号に準ずるものとして市長が認めるもの

(5) 前各号に定めるもののほか、市長が特に支援を必要と認めたもの

(6) 支援対象者と同一の住所を有する者

(支援の申出)

第4条 支援対象者は、第9条に規定する支援(以下「支援措置」という。)を受けようとする場合は、住民基本台帳事務における支援措置申出書(様

式第1。以下「申出書」という。)を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により申出書を提出した者(以下「申出者」という。)は、申出者と同一の住所を有する者について、当該申出者と併せて支援措置を受けようとする場合は、その旨を市長に申し出なければならない。
- 3 申出者は、第1項の申出書の提出の際に、他の市区町村長に対して支援措置と同等の措置(以下「他の市区町村の支援措置」という。)を求めようとする場合は、申出書にその旨を記載しなければならない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、支援対象者が15歳未満の者の場合は法定代理人が、成年被後見人である場合は成年後見人が、同項の申出書の提出を行うものとする。
- 5 第1項の規定にかかわらず、支援対象者が申出書を自ら市長に提出できない正当な事由があると市長が認めた場合は、申出者が自ら提出できない事由等を記載した委任状を添えて、代理人が申出書の提出を行うことができる。
- 6 第1項及び前項の規定にかかわらず、前条第3号の被害者に係る第1項の申出書の提出は、児童相談所長又は被害者の監護に当たる児童福祉施設の長、里親若しくはファミリーホーム事業(小規模住宅型児童養育事業)を行う者が代理することができる。

(本人確認)

- 第5条 市長は、前条第1項の規定により申出書の提出を受けた場合は、岩倉市住民基本台帳及び戸籍等の事務に関する本人確認事務等取扱要綱(平成20年5月1日施行)第4条第1項又は第2項に規定する方法により、申出者の本人確認を行うものとする。
- 2 市長は、前条第4項の規定による申出書の提出を受けた場合は、申出者の本人確認のほか、当該申出書の提出をする者の本人確認を行うとともに、法定代理人にあっては戸籍謄本等その資格を証明する書類を、成年後見人にあっては指定の事実を確認するに足りる書類を提示させるものとする。ただし、法定代理人にあっては、岩倉市において管理する戸籍簿で法定代理人であることが確認できる場合は、戸籍謄本等の提示を省略することができる。
  - 3 市長は、前条第5項の規定による申出書の提出を受けた場合は、申出者の本人確認のほか、代理人の本人確認を行うものとする。
  - 4 市長は、前条第6項の規定による申出書の提出を受けた場合は、申出

者の本人確認のほか、当該申出書の提出をする者の本人確認を行うとともに、当該被害者の監護等をしている事実を確認するに足る書類を提示させるものとする。

5 前3項に規定する本人確認の方法については、第1項の規定を準用する。

(支援措置の必要性の確認)

第6条 市長は、申出者が支援対象者に該当し、かつ、相手方が当該申出者の住所を探索する目的で住民基本台帳の閲覧等を行うおそれがあると認められるかどうかについて、警察、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等の意見又は裁判所の発行する保護命令決定書の写し、ストーカー規制法に基づく警告等実施書面等により確認するものとする。

2 市長は、第4条第2項の申出を受けている場合には、相手方が申出者の住所を探索する目的で当該申出を受けた申出者と同一の住所を有する者（以下「併せて支援を求める者」という。）の住民基本台帳の閲覧等の申出を行うおそれがあると認められるかどうかについて、確認するものとする。この場合における確認の方法については、前項の規定を準用する。

(支援措置の決定等)

第7条 市長は、前条の支援措置の必要性の確認をしたときは、申出者に対する支援措置の可否を決定し、申出者に対して住民基本台帳事務における支援措置決定・却下通知書（様式第2。以下「決定通知書」という。）により通知するものとする。

(他の市区町村長への通知)

第8条 市長は、前条の規定により支援措置の決定をした申出者が、第4条第3項の規定による他の市区町村の支援措置の求めをしている場合は、当該申出者の前住所地、本籍地等の関係市区町村の長に対して、申出書の写し等を送付することにより通知するものとする。

(支援措置の内容)

第9条 市長は、支援措置対象者及び併せて支援を求める者（第7条の支援措置の決定の際に、当該申出者と併せて支援する者として市長が決定したものに限る。）（以下この条において「支援措置対象者等」という。）に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧について、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取り扱うものとする。

- (1) 相手方が判明しており、当該相手方から閲覧申出があった場合 住基法第11条の2第1項各号に掲げる活動に該当しないものとして請求を拒否するものとする。
  - (2) 支援措置対象者等から閲覧申出があった場合 住基法第11条の2第1項各号に掲げる活動に該当しないものとして請求を拒否するものとする。この場合においては、住基法第12条第1項の規定により住民票の写し等の交付が請求できる旨を指導するものとする。
- 2 市長は、支援措置対象者等に係る住民票の写しの交付、住民票記載事項証明書等の交付、除票の写しの交付、除票記載事項証明書等の交付、戸籍の附票の写しの交付及び戸籍の附票の除票の写しの交付について、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取り扱うものとする。
- (1) 相手方が判明しており、当該相手方及び相手方から依頼を受けた第三者から交付の請求があった場合 住基法第12条第6項（住基法第12条の4第6項、第15条の4第5項及び第20条第5項において準用する場合を含む。）の不当な目的があるものとして請求を拒否する。ただし、請求事由又は利用目的をより厳格に審査した結果、請求に特別の必要があると認められる場合は、相手方及び相手方から依頼を受けた第三者には交付をせず、提出する必要がある機関と調整を図ったうえで、当該機関に対し交付するものとする。
  - (2) 支援措置対象者から交付の請求があった場合 相手方が支援措置対象者になりすまして行う請求に対する交付を防ぐため、代理人による請求、郵送若しくは電話予約による請求又は平日以外の開庁日での請求は認めないものとする。
  - (3) 併せて支援を求める者から請求があった場合 前号の取扱いに加え、当該併せて支援を求める者が自己の住民票の写し等の交付及び戸籍の附票の写しの交付を請求した場合であって、支援措置対象者が申出書において当該請求を認めているとき以外は、請求を拒否する。
  - (4) その他の第三者から請求があった場合 相手方が第三者になりすまして行う請求に対する交付を防ぐため、本人確認を行うとともに、利用の目的について審査するものとする。この場合における本人確認の方法については、第5条第1項の規定を準用する。
- 3 市長は支援措置対象者等への支援を適切に行うため、関係部局で情報

を共有し、連携を図ることでより一層の支援措置対象者等の安全確保に努めるものとする。

(支援措置の期間)

第10条 支援措置の期間は、第7条の規定により支援措置を決定した日から起算して1年とする。

(申出内容の変更)

第11条 支援措置対象者は、第4条の規定による申出書の内容に変更が生じたときは、速やかに変更内容を記載した申出書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申出書の提出があったときは、必要に応じ、関係市区町村の長に対して、当該申出書の写し等を送付することにより通知するものとする。

(支援措置の延長)

第12条 支援措置対象者が第10条に規定する支援措置の期間の終了後も引き続き支援措置を受けようとするときは、当該期間の終了の1か月前から終了の日までに、第4条の規定の例により、申出書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申出書の提出があったときは、第6条に規定する方法により支援措置の必要性を確認しなければならない。

3 市長は、前項の規定により支援措置の必要性を確認したときは、支援措置対象者に対する支援措置の延長の可否を決定し、決定通知書により支援措置対象者に通知するものとする。この場合における支援措置の期間は、現在の支援措置の期間の終了の日の翌日から起算して1年とする。

4 市長は、前項の規定により支援措置の延長の決定をしたときは、必要に応じ、関係市区町村の長に対して第1項の申出書の写し等を送付することにより通知するものとする。

5 支援措置対象者は、第3項の規定により延長された支援措置の期間の終了後も引き続き支援措置を受けようとするときは、当該期間の終了の1か月前から終了の日までに、第4条の規定の例により、申出書を市長に提出しなければならない。この場合における支援措置の必要性の確認及び可否の決定並びに支援措置対象者への通知及び関係市区町村の長への通知については、前3項の規定を準用する。この場合において、第2項中「前項」とあるのは「第5項」と、前項中「第1項」とあるのは「次

項」と読み替えるものとする。

6 市長は、第1項又は前項の規定による申出書の提出を受けたときは、第5条の例により、本人確認を行うものとする。

(支援措置の終了)

第13条 市長は、支援措置対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、支援措置を終了し、住民基本台帳事務における支援措置終了通知書(様式第3)により支援措置対象者に通知するものとする。

(1) 支援措置対象者から住民基本台帳事務における支援措置終了申出書(様式第4)が提出されたとき。

(2) 支援措置対象者の支援措置の期間が終了したとき。

(3) 次条の規定により支援措置を決定した者について、他の市区町村長から他の市区町村の支援措置が終了した旨の通知を受けたとき。

(4) その他、市長が支援措置の必要性がなくなつたと認めるとき。

2 併せて支援を求める者に対する支援措置については、支援措置対象者に対する支援措置の終了と同時に終了するものとする。

3 市長は、第1項の規定により支援措置を終了した者について、第8条の規定により他の市区町村の長に対して通知していた場合は、当該関係市区町村の長に対し、支援措置を終了した旨を通知するものとする。

(他の市区町村の長から通知があつた場合における必要性の確認等)

第14条 他の市区町村の長から岩倉市が前住所地、本籍地等である者が岩倉市において支援措置を希望している旨の通知があつた場合は、原則として、当該市区町村長が当該者の支援措置の必要性があることを確認したものとみなして、支援措置の決定をするものとする。ただし、当該者の住民票等が廃棄になっている場合その他の支援措置の必要性がないと認められる場合は、その旨を当該市区町村の長に通知し、当該者への支援措置は行わないものとする。

2 前項の規定により支援措置を決定した場合における当該支援措置の期間は、前項の通知を受けた日から当該市区町村の支援措置の終了の日までとする。

(雑則)

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現にこの要領による改正前の岩倉市配偶者暴力及びストーカー行為等による被害者の支援に関する住民基本台帳事務取扱要領の規定に基づいて使用されている様式は、この要領による改正後の岩倉市配偶者暴力及びストーカー行為等による被害者の支援に関する住民基本台帳事務取扱要領の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

様式第1（第4条、第5条、第11条、第12条関係）

住民基本台帳事務における支援措置申出書（変更申出書）

（固定資産が所在する東京都及び市区町村への支援措置申出書を兼ねる）

愛知県岩倉市長 様  
関係市区町村長 様

住民基本台帳事務（又は固定資産税事務）  
におけるドメスティック・バイオレンス、  
ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに  
準ずる行為の被害者保護の支援措置の実  
施を求めます。

		市区町村		受付	連絡
転送	/			/	/
	/			/	/
	/			/	/

年 月 日

氏名

備考

申出者	氏名 (生年月日) ( 年 月 日)	住所	連絡先	本人確認		
相手方 (判明している場合)	氏名 (生年月日) ( 年 月 日)	住所	その他			
申出者の状況 (別紙参照の上、 いずれかにレ)	A 配偶者暴力防止法		B ストーカー規制法	C 児童虐待防止法	D その他前記AからCま でに準ずるケース	
添付書類 (該当書類にレ)	保護命令決定書（写し）		その他			
	ストーカー規制法に基づく警告等実施書面					
相談先	(警察署、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等の機関に相談している場合、相談した日時、当該機関（以下「相談機関」という。）の名称、担当課等を可能な範囲で記入してください）  年 月 日(相談先の名称 ) (担当課・担当者 )					
支援措置を 求めるもの (現住所が記載され ているものに限る)	希望にレ	支援を求める事務		現住所等		
		住民基本台帳の閲覧		現住所	同上	
		住民票の写し等の交付（現住所地）		現住所	同上	
		除票の写し等の交付（前住所地）		前住所		
		戸籍の附票の写しの交付（本籍地）		本籍		
	戸籍の附票の除票の写しの交付（前本籍地）		前本籍			
併せて支援を 求める者 (同一の住所を有する 者に限る)	申出者との 関係	氏名	生年月日	申出者との 関係	氏名	生年月日
備考	他の市区町村（特別区を含む。）に所有する固定資産 <input type="checkbox"/> あり（※過去に所有していた場合も含む。） <input type="checkbox"/> なし					

(注) ●太枠の中に記入してください。

●申出に際し、本人確認書類を提示してください。（本人確認書類は写しを取ります。）

●法定代理人、児童相談所長、児童福祉施設の長、里親、ファミリーホーム事業を行う者等支援措置対象者本人以外の者が申し出る場合は、備考欄に実際に申出を行う者の氏名、生年月日、住所、連絡先等を記入してください。

●申出の内容について、相談機関等に確認させていただく場合があります。

●支援措置の実施後は、ご本人の住民票の写し等を請求される場合でも、申出時に提示した本人確認書類を持参してください。

●支援措置は、厳格な審査の結果、不当な目的によるものでないこととされた請求まで拒否するものではありません。

●支援の期間は、支援開始の連絡日から一年です。期限到来の一月前から延長の申出を受け付けます。その申出がない場合、期限到来をもって支援を終了します。

●申出書の内容に変更が生じた場合には、当初に申出を行った市町村長に申出を行ってください。

固定資産税事務における支援を求める市区町村及び所有固定資産の詳細

申出者の 所有固定 資産	固定資産税事務における 支援を求める市区町村名		土地・家屋の別	固定資産の所在		備考	
	1						
	2						
	3						
	4						
	5						
併せて支援 を求める者 (同一の住所 を有する者に 限る)	氏名等		申出者との関係	氏名	生年月日		
	所有 固定資産	固定資産税事務における 支援を求める市区町村名		土地・家屋の別	固定資産の所在		
		1					
		2					
		3					
		4					
		5					
	氏名等		申出者との関係	氏名	生年月日		
	所有 固定資産	固定資産税事務における 支援を求める市区町村名		土地・家屋の別	固定資産の所在		
		1					
2							
3							
4							
5							
備考							

- (注) ●「住民基本台帳事務における支援措置申出書」に記載の市区町村以外の市区町村に固定資産を所有している場合又は過去に所有していた場合で、当該固定資産所在市区町村に対しても支援措置に準じた支援の申出を行う場合に記入してください。
- 太枠の中に記入してください。
  - 償却資産を所有する場合は、「土地・家屋の別」欄に「償却資産」と記入してください。
  - 納税通知書をお持ちの場合は、納税通知書を添付することにより、「土地・家屋の別」欄及び「固定資産の所在」欄の記入を省略して差し支えありません。
  - 本申出書に記載された固定資産が所在する市区町村に本申出書(「住民基本台帳事務における支援措置申出書」を含む。)の写しを送付します。ただし、所有する固定資産が特別区に所在する場合は、当該固定資産が所在する特別区を所管する都税事務所が送付先となります。

「住民基本台帳事務における支援措置申出書」の「申出者の状況」欄に、次の区分により、いずれかにレを記入してください。

**A 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）**

配偶者暴力防止法第1条第2項に規定する被害者であり、かつ、暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあり、かつ、相手方が、その住所を探索する目的で、住民基本台帳法上の請求を行うおそれがある。

**B ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）**

ストーカー規制法第6条に規定するストーカー行為等の被害者であり、かつ、更に反復してつきまとい等又は位置情報無承諾取得等をされるおそれがあり、かつ、相手方が、その住所を探索する目的で、住民基本台帳法上の請求を行うおそれがある。

**C 児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）**

児童虐待防止法第2条に規定する児童虐待を受けた児童である被害者であり、かつ、再び児童虐待を受けるおそれがあり、又は監護等を受けることに支障が生じるおそれがあるものについて、相手方が、その住所を探索する目的で、住民基本台帳法上の請求を行うおそれがある。

**D その他前記AからCまでに準ずるケース**

様式第2（第7条、第12条関係）

住民基本台帳事務における支援措置決定・却下通知書

第 号  
年 月 日

様

岩倉市長

年 月 日付けで申出のありました住民基本台帳事務における支援措置について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

決定事項		承認・却下			
申出者	住所				
	氏名				
	生年月日	年 月 日			
	本籍				
支援措置期間	年 月 日から 年 月 日まで				
支援措置事項	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳の閲覧 <input type="checkbox"/> 住民票の写し等の交付（現住所地） <input type="checkbox"/> 除票の写し等の交付（前住所地） <input type="checkbox"/> 戸籍の附票の写しの交付（本籍地） <input type="checkbox"/> 戸籍の附票の除票の写しの交付（前本籍地）				
併せて支援を 求める者	申出者との関係		申出者との関係		
	氏名		氏名		
	生年月日		生年月日		
	申出者との関係		申出者との関係		
	氏名		氏名		
	生年月日		生年月日		

様式第3（第13条関係）

住民基本台帳事務における支援措置終了通知書

第 号  
年 月 日

様

岩倉市長

年 月 日付けで申出のありました住民基本台帳事務における支援措置について、下記のとおり終了しましたので通知します。

記

支援措置を終了する者	住 所			
	氏 名			
	生年月日	年	月	日
	本 籍			
支援措置終了年月日	年 月 日			
終了する支援措置事項	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳の閲覧 <input type="checkbox"/> 住民票の写し等の交付（現住所地） <input type="checkbox"/> 除票の写し等の交付（前住所地） <input type="checkbox"/> 戸籍の附票の写しの交付（本籍地） <input type="checkbox"/> 戸籍の附票の除票の写しの交付（前本籍地）			
終了する理由				
併せて支援を終了する者	申出者との関係		申出者との関係	
	氏 名		氏 名	
	生年月日		生年月日	
	申出者との関係		申出者との関係	
	氏 名		氏 名	
	生年月日		生年月日	

様式第4（第13条関係）

住民基本台帳事務における支援措置終了申出書

年 月 日

岩倉市長 様

申出者 住 所

氏 名

年 月 日付けで申出をしました住民基本台帳事務における支援措置  
について、下記のとおり終了を申し出ます。

記

申 出 者	住 所			
	氏 名			
	生年月日	年 月 日		
	本 籍			
加 害 者	住 所			
	氏 名			
	生年月日	年 月 日		
支援措置期間	年 月 日から 年 月 日まで			
終了する理由				
併せて支援を 求める者	申出者との関係		申出者との関係	
	氏 名		氏 名	
	生年月日		生年月日	
	申出者との関係		申出者との関係	
	氏 名		氏 名	
	生年月日		生年月日	